

## 沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

（省略）

（4）個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあつては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。）又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

キ 道路を設置し、又は管理すること。

ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を設置し、又は管理すること。

サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第

- 14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項に規定する航路標識(以下単に「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。)を新築すること。
- セ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良、送電変電施設の整備又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 4 条に規定する鉱業、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ヒ 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域又は同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第 34 条第 2 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第 44 条において準用する場合を含む。）